

鳩山監査委員告示第 5 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 29 日

鳩山町監査委員 戸 口 章

鳩山町監査委員 小 鷹 房 義

## 令和2年度定例監査の結果について（報告）

1. 監査の日時                    令和3年3月16日（火）午前9時から午後3時00分  
                                     令和3年3月18日（木）午前9時から午後2時45分

2. 監査の場所                    鳩山町役場 301会議室

### 3. 監査対象及び方法

令和2年4月1日から令和3年2月28日までに執行された事務事業の状況、工事請負・委託契約の執行状況等について、あらかじめ各課等から提出された資料に基づき、限られた時間の中ではあったが監査を実施した。

監査に当たっては、各課等において年度当初に掲げた組織目標に対する事務事業の執行並びに達成の状況、第5次総合計画に掲げる各事業及びまち・ひと・しごと創生総合戦略事業の取組状況等について、担当課長をはじめとする職員の出席を求め、説明を受けた。このほか委員会等の開催状況及び各種団体等に対する補助金等の交付状況、並びに契約額200万円以上の業務委託及び工事請負の契約、執行状況について資料の提出を求め説明を受けた。

### 4. 監査の結果及び意見

各課等から提出された資料、工事等における執行状況等についての説明を受け、監査した結果、概ね適切に執行されているものと認められた。また、第5次総合計画に掲げる各事業やまち・ひと・しごと創生総合戦略事業についても、各事業における計画づくりや進捗状況の説明を受けたが、各事業とも着実に進められているものと認められた。

しかし、厳しい財政状況にあることを踏まえ、これまで以上に効果的な事業展開、予算の執行を望む観点から、次の点について意見を述べることにする。

(1) 各課等においてそれぞれに組織目標を設定し、その目標を達成するために職員が共通認識を持って事業に取り組んでいる点は高く評価したい。目標を達成した事業は、引き続き事業の達成度や成果の分析に取り組み、今後の事業施策の展開に反映させることで町民福祉の向上に努めていただきたい。また、目標を達成できなかった事業については原因の究明を行い、早期達成に向けて努力していただきたい。

(2) 第5次総合計画に掲げる協働戦略の各事業の推進に取り組みされた。北部地域再生・創造事業では、昨年度からの事業として上熊井農産物直売所、泉井

集落センター及び上熊井集落センター新築工事を実施、また、泉井交流体験エリア整備事業にも着手し、今年度完了する予定である。特に泉井交流体験エリア、上熊井農産物直売所については、北部地域の活性化につながる事業展開をしていただきたい。

公共交通と商業の活性化推進事業では、更なるデマンドタクシーの利便性向上等のため、全世帯全構成員対象の公共交通ニーズ調査を実施された。高齢化が進む本町においては、住民の交通手段の確保が必要であり、公共交通のさらなる検討を行い、利便性及び持続可能性の向上に努めていただきたい。

- (3) (仮称) 鳩山新ごみ焼却施設整備については、令和2年8月に泉井・上熊井両地区で組織する鳩山新ごみ焼却施設環境保全対策協議会が設立された。今後も組合と連携し地元住民に対し、きめ細やかな対応を行うことで事業の着実な推進が図られるようお願いしたい。
- (4) 町道や上下水道など、町民の日常生活に欠くことの出来ないインフラ施設の中には耐用年数を迎えようとしているものが多数ある。しかし、財政状況の厳しい状況下では、施設の維持更新に要する予算を集中して確保することは困難であると言わざるを得ない。長期的な視点に立って施設の状況把握と整理を適時に行い、維持更新計画などを策定し、実施することで町民生活に支障を来すことがないよう取り組んでいただきたい。
- (5) 各種団体等に対して交付している補助金等については、厳しい財政状況を踏まえ、各所管課において、経費負担のあり方など、様々な観点から常に検証・精査を行っていただきたい。また、補助金等を交付するに当たっては、町補助金等の交付手続等に関する規則を準用するだけでなく、事業ごとに要綱等の整備を行い、交付基準が明確化されるよう取り組んでいただきたい。
- (6) 公有財産の活用については、令和2年3月に策定された公有財産利活用基本方針に基づき、引き続き有効活用に努めていただきたい。また、増加する地方債償還金などについては、令和2年10月に作成された町債残高削減計画に基づき、将来の財政負担の軽減及び安定した財政運営を心掛けていただきたい。
- (7) 新型コロナウイルス感染症については、感染症発生動向などの状況変化に適切かつ柔軟な感染防止対策等を講じるとともに、様々な不安をもつ町民や事業者の声に耳を傾け、引き続き必要に応じた切れ目のない支援に取り組んでいただきたい。